

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成24年 6月20日(水) 午前10時00分～11時05分
会 場 委員会室

1. 出席者

2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、 4番 浅岡保夫、
6番 幸前信雄、 9番 北川広人、 11番 鷺見宗重、
14番 内藤皓嗣、 15番 小嶋克文
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 磯田義弘、 5番 柴田耕一、 10番 鈴木勝彦、
8番 杉浦敏和、 12番 内藤とし子、 13番 磯貝正隆、
16番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、人事GL、地域政策GL、経営戦略GL、
福祉部長、福祉企画GL、地域福祉GL、介護保険GL、保健福祉GL、
こども未来部長、こども育成GL、こども育成G磯村主幹、
文化スポーツGL、文化スポーツG主幹、
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第39号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例及び高浜市居住福祉のまちづくり条例の一部改正について
- (2) 議案第40号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- (3) 陳情第2号 最低賃金の引き上げなど働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る6月15日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案2件及び陳情1件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の内藤皓嗣委員を指名いたします。それでは、当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特にございません。

《質 疑》

（１）議案第３９号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例及び高浜市居住福祉のまちづくり条例の一部改正について

問（１１） 社団法人高浜市シルバー人材センターを公益社団法人高浜市シルバー人材センターに改めるとしてはありますが、名称が変わって、シルバー人材センター自体はどう変わったのか、お示してください。

答（地域福祉） 今回のこの公益法人制度の改革が行われたことによりまして、一般社団法人か公益社団法人かを平成２０年１２月に法律が制定されまして、そこから５年以内にどちらかを選択しなければいけないということで、高浜シルバー人材センターは、公益社団法人を選択されたわけですが、特に、だからといって変わるわけではないんですが、ただ、公益社団法人になりますと、社会的信用性があること、寄附金控除の対象になる。それと、みなし寄附金制度の対象になるというような利点がござえます。実際、シルバーさんが行っていくことに対して大きな変更点等は特にございません。ただ、今後、愛知県が行政庁になります、そちらへ毎年度報告するのと、愛知県のほうが行政庁として、今後、監督していくという形になりますので、よろしく願いいたします。

（２）議案第４０号 平成２４年度高浜市一般会計補正予算（第１回）

問（４） 補正予算書の２９ページ、４款１項３目、医療対策推進費の在宅医療連携拠点推進事業について、お伺いしたいと思います。事業予定者が１０５事業余ということなんですけども、今回の事業が、医療と介護の多職種協働により在宅医療の支援体制を構築し、地域において包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すという目的を持って実施されるということなんですけども、医療と介護の連携、在宅医療を進めていくという課題は、なかなか難しい課題であると思うのですが、今回の事業実施するにあたり、その具体的な内容についてお聞きしたいと思います。今回の在宅医療連携拠点事業については、国のモデル事

業として実施されるとのことですけれども、やはり、医師会との連携と協力が一番大切だと思われませんが、事業を行うにあたり医師会への働きかけは、行ってみえますでしょうか。

答（保健福祉） 医師会には、今回のモデル事業を応募する前に、高浜市で在宅医療を進めていくためにも採択された場合は、医師会の先生方に御協力をお願いしますということで、既にお願いをしております。

問（４） お願いしているということですね。高浜市の医療資源といたしましては、刈谷豊田総合病院高浜分院と診療所になるかと思えますけれども、どのように進めていこうと考えているのか、教えてください。

答（保健福祉） 御質問のとおり、市内には、高浜分院と市内18カ所の診療所が医療資源となります。18の診療所の中で在宅医療に特に関係の深い、内科を標榜されている医療機関が、ちょうど半分の9診療所となります。まずは、医療機関への聞き取り調査から始めてまいりたいと考えております。

問（４） 聞き取りを始めていくということですね。それですと、いきいき広場の中に地域包括支援センターに併設して、在宅医療連携拠点を設置するという話なんですけど、配置する職員の職種と人数、また職員の業務内容を教えてください。

答（保健福祉） 職員につきましては、保健福祉グループの職員二人が兼務という形で、今回設置する拠点を担当することを予定しております。職種につきましては、介護支援専門員と保健師の2名体制となります。また、行う業務につきましては、国の手順書の中で示されております、地域包括支援センターに対する助言や支援ですとか、地域包括支援センターと連携して介護支援事業所、介護事業所に対して助言や支援を行うこと、また、地域の医療機関に出向き直接、調整や支援を行う。こんなような業務を行うこととしております。

問（４） 介護と医療との関係ですと、どうしても医師に対して敷居が高いというのか、介護から医療に相談しづらいというイメージがあるかと思うんですけども、その辺りで連携体制の構築をどのようにしていくか、どのように考えているか、お答えをお願いしたいと思います。

答（保健福祉） 介護と医療の連携体制というのは、非常に大きい課題であると思えます。今回のモデル事業を通しまして、多職種による話合いの場ですと

か、相互の関係づくり、まさに、顔の見える関係を構築していくことが、この課題を解決していく鍵になると思っています。

問（４） 今回のモデル事業の取り組みを通して、ぜひとも、いきいき広場が新たに医療分野を取り込んで、福祉と医療の連携拠点となり、地域包括ケアシステムの構築がしっかりと図られることを期待しておりますので、私の質問は、以上で終わります。

問（６） 今回の質問と同じところの質問をさせていただくんですけど、今はサービスを提供する側での説明という認識でいるんですけど、例えば、その介護、在宅、家にみえて、医療を受ける立場の人間からいうと、どういうサービスが受けられるというイメージで考えればよろしいですか。

答（保健福祉） 医療を受ける側からすると、とすることで、これまで大病院ですと、地域連携室とか、そういうものを持っておりまして、いわゆる退院患者のフォローをされるというような仕組みが、その病院の中でありました。ただ、それはあくまで退院患者に限った部分でありましたので、今回、地域包括と連携して進めていく、地域包括が介護の部分、医療連携拠点が医療の部分を担っていきながら、そういった市民の皆様の対応を図っていくということで、市民に対してアプローチをしていくという形になります。

問（６） もう１点、今度、定住自立圏の中で刈総さんとのネットワークを活用した連携というお話が出ていますけども、それとこれの関係は、何か関連するというふうに考えてよろしいですか。

答（保健福祉） 刈総さんの医療連携ネットワークというのは、まさに今年から年度途中になりますが、始まっていきます。そういった部分については、中核病院であります、刈総さんと医療機関との連携になりますので、その部分については、これから私ども考えていくことですが、ぜひ、その中につながる、それも一つの資源になりますので、それを活用して在宅医療を進めていけるような、また、その中にそれは、刈総さんと医療機関とのつながりでしかないですが、その部分に、新たにいきいき広場の在宅医療拠点のほうもつながれるような形を考えていきたい、そういうふうに考えております。

問（６） そうすると、今回、国の方からお金をいただいて、試験的にやられるということなんですけども、次年度以降は、どういう形に変わってくるとい

うふうに考えればよろしいですか。

答（保健福祉） 今回のモデル事業につきましては、2年目になります。前回、10団体のモデル事業として、平成23年度に実施をされ、その実施された10団体につきましては、平成24年度についても継続して実施をされてみえます。私どもも、来年度、このモデル事業が引き続きあるかどうかについては、まだ未定でありますのでわかりませんが、現状としてはそういうふうに2年続いているという現状がありますので、来年度、同じようなモデル事業が続くようであれば合わせて手を上げていきたいというふうに思っておりますが、それは、当然、モデル事業がなくなることも想定されますので、今回も24年度の予算の中で、できることはやっていきたいなというふうに思っております。

問（6） ぜひ、効果の検証というとおかしいですけども、その辺の在宅介護というのが一番これから中心になってくるかと思っておりますので、その辺のところ考えてバランスを取りながら、うまくやっていただきたいなというふうに考えております。別の質問に移りますけども、29ページ、3款2項3目、家庭支援費の中の家庭児童相談事業、これ総括質疑のときにも質問が出ておりましたけども、児童虐待の実態というのがなかなか表に出てこないですけども、実態として、ふえてきているのか、減ってきているのか、その辺のところを、まず教えてください。

答（地域福祉） まず、減っているのか、ふえてきているのかと言いますと、ふえております。実際に相談件数、これは高浜市のほうに寄せられた相談件数ですが、平成22年度は、虐待での相談は40件でございました。平成23年度につきましては184件ということで、4倍強にふえております。

問（6） ちょっと、今、聞いてびっくりしたんですけども。異常な数字というか、伸びかたが極端なんですけども、これは窓口を開いたからそういうふうな結果になってきたのか、そうではなくて、実態として何か要因か何が考えられるのでしょうか。

答（地域福祉） 昨年度から、そういったふうで、児童虐待防止についての啓発を推進的に行ってきているというのも、一つ要因としてあるのかなと思えます。それと、この184件というのは、あくまで、述べ件数でございまして、例えば、一人の子どもさんに対する虐待に対して近隣から、頻繁にわたる、同

じケースでの相談件数もありましたものですから、そういった部分での今回大幅にふえた要因だと思っております。

問（6） それとですね、虐待がわかった後の対応の仕方というか、フォローの仕方、当然、教育関係の方とも連携すると思えますけども、その辺どういう対処の仕方をされているかという、基本的なパターンで結構ですから、教えていただきたいんですけども。

答（地域福祉） まずそういった通報が、学校や保育園、幼稚園から入る場合もありますし、近隣の住民の方からとか、民生委員さんからとか入る場合もございしますが、それがまず市のほうに入りましたら、そこで例えば、身体的虐待でございましたら、園とか学校に行っているときに、まず写真を撮りにまいります。その状況を見まして、それで緊急性があるようであれば、当然、刈谷児童相談センターのほうに通告いたしまして、刈谷児童相談所のほうで一時保護にするか、どういうふうにしていくかというようなことを議論いたしまして、そういったふうに対応していきます。例えば、その後の、一度そういうふうで緊急性があって一時保護をした場合とかはですね、また、一時保護を解除した場合ですね、そういった場合にはその後の状況を毎月1回、関係者で集まる要保護児童実務者会議というのがございます。そこには、刈谷児童相談センターの職員、市のほうの家庭児童相談員、地域福祉グループの職員、それと教育委員会の職員とこども育成グループの職員等が入って、それまでのケースについて、動きがないかとか、その後のフォローをどういうふうに行っているのか、そういうようなことを話し合いながら行っております。非常にその危険性があるような場合も、刈谷児童相談センターと市の職員と一緒に定期的に訪問したりとか、電話で確認しながら大きな変動がないかどうか、そういうのを常に見ております。

問（6） やはり、社会的な問題なんでしょうかね、伺っていると。逆に言うと、これ心配してしまうんですけど、予算額、去年調べていなくて申し訳ないんですけども、ふえてきたときにこういう予算額で、本当に足りるんですか。

答（地域福祉） 今回の補正予算で上げているのは、児童虐待防止のどちらかと言うとソフトの部分で事業を行っていくということなんですが、それについては十分でございます。ただ、相談件数等、非常にふえてきておりまして、職

員側の対応が中々難しくなっている部分もございますので、それについて昨年度から、こども発達センターともできております。この4月から発達専門相談員等も配置しておりますので、そういった方とも連携しながら、チームとして対応していきたいというふうに考えております。

問（6）　この窓口だけではなくて、学校関係ですとか、周りの方、この辺の連携がこういうことに対してはすごく有効だと思いますので、周りで見守ってあげる、そういう体制を築いていただければなというふうに考えております。別の質問に移らせていただきますけども、29ページ、10款1項3目、教育指導事業の「確かな学力の育成に係る実践的調査研究委託料」、これ具体的に、この確かな学力といわれると何のことをやられるかなと、もやっとしていてよくわからない。具体的に何をされる事業なのかを、教えていただきたいんですけど。

答（学校経営主幹）　今の御質問の、確かな学力の件ですけども、これにつきましては、文科省の言っているのは、新学習指導要領の生きる力というのが柱にあるわけですけど、その生きる力の中には三つの力があって、その一つが確かな力、もう一つは豊かな人間性、それから健康体力とこの三つがその生きる力になっておるわけですけど、このうちの、その確かな力というのを言葉で説明をすると、一般的な知識とか技能というのがその学力みたいに考えられますけど、それに加えて実際の学ぶ意欲だとか、自分でその課題を見つけてそれを解決していく力だとか、そういうみずから学んで主体的に判断して、そしてそれをよりよく問題を解決する、そういう資質。そういったものを備えるということを目的としておる。ちょっとわかりづらいかもしれませんが、そういった意味で確かな力をとらえています。

問（6）　何か、よくわからなかったんですけど。具体的に、何の調査、研究をされるものなんですか。

答（学校経営主幹）　この調査、研究というのは、それぞれ愛知県で指定された学校におとしまして、具体的に学力をつけるためにはどういった方策をたてて授業等を実施して研究していくと学力がつくかというような意味合いで、指定がおりてきています。

問（6）　ということは、逆に、ここで調査、研究されたことが来年以降、他

の学校にも展開されて教育材料として、こういうやり方すると意欲が出てくる、そういう生徒が出てくるんだと、ふえるんだと、多少なりともそういうものに使われているという、理解でよろしいですか。

答（学校経営主幹）　そうですね、今年、研究をさせていただいて、11月に発表をするわけですけど、それを基に、各校へ伝達していくという考えでおります。

問（6）　次の、同じく10款1項3目、児童生徒健全育成事業で「夢をはぐくむ あいち・モノづくり体験事業委託料」、これは具体的に、何をやる事業なんでしょうか。

答（学校経営主幹）　具体的には、本年度は吉浜小学校におきまして、「鬼あかり」ですね、ランプシェード。これをつくることで、鬼師さんといろいろ触れ合うことによって、体験をしていくという、そういう活動をしたいと思っています。

問（6）　それは、地域に対して愛着心を生むような、そういうことをねらっているというふうに理解させていただければよろしいですか。

答（学校経営主幹）　そうですね、ねらいとしましては、二つあるわけですけど、鬼師さんの技のすばらしさ、これに触れてものづくりというのは、非常に大切なものであるということを実感させるということ。もう一つは高浜市の伝統文化である、瓦ですね。この瓦とか、美しい日本の歩きたくなる道500選にある「鬼みち」について、鬼師さんからいろいろ話を聞いて、高浜のよさ、それを再確認させるような、そういう活動にしたいと思っています。

問（6）　事業、これ抽象的に書かれているので、具体的に何をやられるかというのが、通常でいうと新規のところに出てくると、どういうことをやられているのが見えるんですけども、この文面からは読み取れなかったものから、今回、あえて質問させていただきました。

問（11）　先ほどの、確かな学力育成に係る実践的調査研究委託料ですね、これ教育センターとのかかわりはどうなるのか、教えてください。

答（学校経営主幹）　これは特に、教育基本構想にからめてということではありませんので、特に学校教育の範疇で進めておる事業であります。

問（14）　私も今まで質疑に出ていた内容と同じような項目になりますけど

も、順番にいきますと、在宅医療の関係ですけども、そもそも在宅医療という定義というんですかね、国が示しているのか、どこが示しているのかわかりませんが、とはどういうものなのかということをお聞きしたいのと、それからそれがなかったとすれば、高浜市が目指している在宅医療というのは、どういうものなのかということ、まずお聞きしたいと思います。それから、先ほど家庭児童相談事業で総括のときには、虐待は高浜の場合は具体的というか、ないというような答弁があったような気がしたんですけど、ないんですよ。相談はあってもその実態は確認されていないということでもよろしかったですかね。それからそのときにですね、研修とマニュアルの作成に300万円か、300万円のお金を使うということですけど、研修の対象者とか、あるいは内容とか、マニュアルというのはどんなものになるのか、普通でいうとマニュアルくらいだったら、国とか県とかでも、できているような感じがするんですけど、高浜版のマニュアルをつくるという意味なのか、それをどのように利用していくのかということをお聞きしたいと思います。それから、子育て推進事業がありますけど、これ、ちょっとよくわからないんで、新保育モデル調査委託料についてもお聞きしたいと思います。それから、29ページの一番上のところで、コミュニティ助成事業補助金ということで、南部まち協に補助金が行くということですけど、どんなことに使われるのかということと、それからこれは宝くじに関係の収益金から出てくるお金だと思いますけど、どういう手続きというかで、このまち協が149万3,000円ですかね、というお金を補助、助成して、これに至ったかというその経過についてお聞きしたいと思います。

答（保健福祉） まず、在宅医療の定義はということですが、医療は大きく分けて、入院、外来、在宅医療、これが3本の柱になります。そして、そのなかの在宅医療というのは、概ね、訪問看護と往診、こちらのほうが在宅医療、だいたいの代表的なものになります。そして高浜市が目指す在宅医療はというようなことの御質問ですが、もともと医療と介護と健康の連携により、住み慣れた地域で在宅生活を継続するというのが地域包括ケアシステムです。高浜市が目指す地域包括ケアシステムはこういった内容でありますので、今回については医療と介護の両面から高齢者の在宅生活を支援していく、これが高浜市が目

指すものであります。

答（地域福祉） 虐待防止の関係でございますが、まずですね、虐待がないかと言われればですね、これは、ございます。ただ、先週の総括のときに、重篤ケースはないですと、いうことでしたので、実際にはそういった児童にですね、あざとかそういうのを見受けられるところはございまして、そういった虐待がまったくないわけではないんですが、ただ重篤ケースはないということでございます。それと300万円の使い道、まずは研修につきましてはですね、まず専門職向けの研修、対象といたしましては、小中学校の教諭、幼稚園教諭、あと保育園の保育士、それとあと保健師、あとそれと、家庭児童相談員とかですね、母子自立支援員とかですね、そういった専門職対象への研修、それと民生児童委員の皆さま向けの研修、それと一般市民の方向けの研修も予定をしております。続いてマニュアルについてですが、高浜版のマニュアルを作成しようと思っております。といたしますのも、確かに国、県等がつくったのがございますが、やはりその地域によって特性も違いますので、特に高浜の場合は、いきいき広場の中ですね、地域包括ケアという形で進めておりますのでそういった部分も含めてですね、特に専門職、小中学校、保育園、幼稚園の教諭、保育士向けのマニュアルですとか、民生児童委員の方向けのマニュアル、その辺を分けてですね、作成したいというふうに考えております。また、先ほど専門職とか、民生児童委員さんの研修ということがございましたが、その作成したマニュアルを活用してですね、研修のほうもやっていきたいというふうに考えております。

答（こども育成） 新保育モデル事業の概要という形で御説明させていただきます。これは愛知県が実施する事業でございまして、県のほうではですね、保護者の子育てと仕事の両立、これの安定を図るため、3歳未満児を持つ保護者が勤める企業所内において、企業所内保育を実施、もしくはその事業の中で家庭的保育の活用を生かした新たなものを設置するための研究を行いたいということで、すでに高浜市のほうで家庭的保育を実施しておりますので、これに対して高浜市のほうで調査をしてくれということで依頼のあったものでございます。具体的にどのような事業を県は考えているかといいますと、実際には企業のほうの事業所内保育、これは例えば、10人以上の定員を要するですとか、

その他、保育の基準がございまして、なかなか企業所内で事業所内保育が広がっていかないという現実があります。ただ一方でそういった負担が大きい事業所内保育ではなくて、家庭的保育の手法を導入すれば、まだ幼い未満児が働く傍らで保育できるのではないかとということで、そのモデルとして提案したいということをおっしゃいます。この事業の実現性について調査をするわけですが、高浜市といたしましても、企業所内保育のほうは、高浜市一ヶ所しかございませぬので、企業の方がどのような意向を持って見えるかという企業の保育ニーズですとか、事業所内保育に対する企業の考え方、事業負担をどれくらいなら実行できるかと、そういったことを調査します。またですね、家庭的保育という手法を使えば、企業所内保育ができるのかということも合わせて調査をしていくということをおっしゃいます。具体的にはですね、私ども8月くらいから、委託で調査を実施したいと思っておりますけども、対象といたしまして、だいたい30人から50人以上の従業員をおいてみえる市内の企業さん、それと女性の雇用が多いと思われまます医療機関ですとか、そういったところに調査を行っていきと。この結果に基づいて県に私どもは報告しますので、県のほうはこれを国の新しい保育事業として国のほうに県から提案したいというふうに考えているというものでございませぬ。

答（地域政策） コミュニティ助成事業の使い方と申しますか、この149万3,000円、何に使われるかということでございませぬけども、防災備品ですね、主に災害時に水を浄化するための浄水器のセット、ガソリン動力のコンプレッサー、貯水のブルータンク等と、防災備品に使われるということでございませぬ。2点目のどういう手続きを踏んでということでございませぬけども、これは市が、県を通じて財団法人自治総合センターというところへ申請するものでございまして、今回の事例で申しますと、昨年11月に市を通じて県へ助成を申請して、今年の4月2日に助成が決定いたしましたので、今回の補正にあげさせてもらったという経緯でございませぬ。

問（14） 今のコミュニティ助成金のことですけど、南部まち協のほうから、こういうことがしたいということがあって、それを受けてそういう手続きをしたのか、あるいは高浜に5つのまち協がありますけど、そのほうにそれぞれのところにこういう助成金制度があるけども、利用しないかというそういった呼

びかけをして、その中から出てきたものなのか、その辺の中の手続きと申しますか、そういった点はどうなっているかということをお聞きしたいのと、それから、在宅医療の関係ですけど、一応在宅医療の概念というか、わかりましたけど、現在、高浜市がそういう在宅医療がないから、今回、この一年をかけて499万8,000円ですかね、構築するんだということで、現在はないに等しい状況で構築するということですね。在宅医療が在宅医療として確立しておれば、患者さんにとっては、それでいいような気がしますし、介護は介護で確立しておれば、それでいいような気がするんですけど、私は。その連携という中にどういうプラスアルファのあるのかなという。今回はテーマが在宅医療を構築するという一つのテーマと、それを連携させるというテーマ、2つのテーマがありますよね、この事業には。それが最初から連携が始まっていますよね。スケジュールでいくと。まだ在宅医療はできていないのに、確立していないのに連携が始まって、一年間を通して構築するということなんですけど、その辺はどういう動きになっていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

答（保健福祉） 今、連携が必要だというお話がありました。実は、医療と介護の連携というのは、先ほどの質問にもありましたが、なかなか難しいというのが現状にあります。具体的な例を申し上げますと、医師に連絡が取りたいけど、どうしてもドクターは忙しいから連絡を遠慮してしまうとかですね、個人の診療所ですと、先ほど申し上げましたように、調整役、ソーシャルワーカー的な者がいないので、なかなか連絡が取りにくいというような実態の医療と介護の現場の現状があるものですから、その分を解消させていただくというのが、今回の大きな狙いでありまして。具体的にはそういうことで大きな事業としては、多職種連携による会議から顔の見える関係をつくって行って、そこを解消していこうというところといきいき広場のほうに在宅医療連携拠点をつくって、そこが調整役となりますという、この2点が大きい課題で進めていきます。そうしたことを進めていくなかで最終的に在宅医療が提供できる体制を構築していくという形のモデル事業ですので、よろしく申し上げます。

答（地域政策） 手続きの話でございますけども、まず昨年のところ、南部さんというのは海拔が非常に低いということで、防災に対する取り組みが非常に活発になってきております。そのような背景と申すね、過去の助成の状況と

いいですか、他の4つのまち協さんはもうすでに助成を受けておりますので、南部さんが受けたことがなかったという、地域から出てきたという話を受けて、防災備品の申請に至ったということでございます。

問（14） 要するに、在宅医療の関係ですけど、一年かけて、並行的に展開して、一年かけてつくるのか、枠組みまではできるのか、どうせ一年ですべてが終わってしまうわけではない、継続的なものだと思いますので、非常に大変だと思いますけど、患者さんというんですかね、にしてみれば、非常にありがたいというか、非常に有効なことだと思いますし、しっかりとやっていただきたいと思います。それからですね、今回、出ている事業がほとんど、助成というか、補助金が10分の10が多いですよ、他のことでも、教育の関係でも。これはたまたまそういうものがあるから利用したということなのか、高浜が積極的に取り組もうとしてやったことなのか、逆に言えば、へんな言い方すれば、国や県から頼まれたからやったということなのか、その辺は全般的にどうなんでしょうかね。

答（福祉部） 在宅医療の連携のモデル事業につきましては、在宅を支えていく上で、介護と医療の連携は欠かせない、いつかは取り組んでいかななくてはいけないということで、うちのほうもどのようにしていったらいいんだろうか、この考えていく中で今回こういうモデル事業があったということで手を挙げさせていただきました。

答（こども育成） 私どもの新保育モデル事業につきましては、まず県のほうがですね、こういった事業を提案されまして、具体的に家庭的保育をやっているのが、今愛知県内で3市ですね。その中の高浜市にぜひともということと、それと私ども事業所内保育というほうの意向を調査したいという意向はもっておりましたので、そこの中で合わせてやらしていただくという意向を示したものです。

問（9） 在宅医療の関係なんですけど、今、福祉部長が言われたようにですね、この高浜市においても在宅医療の推進というものが必要なんだという思いがもしあられるのであれば、モデル事業だからという話ではなくて、その必要性をしっかりと示さなければいけないと思うんですよね。医師会にお願いすると。一年のみのモデル事業かもしれないんですけどということで、医師会、動きま

すか。そんなばかな話ないですよ。具体的にこうする、ああするといつて、医師会さんだとか、歯科医師会さんだとか、薬剤師会だとか、そういったところが、どうしたら協力していただけるんだとか、どうやったら課題を解決できるんだとか、いうことをみずから考えてもらえるようなことを行政側がやらないとまったく機能しないと思うんですよね。それはそれでいいですけども、質問ですけども、在宅医療を進めると、どのような効果がこの高浜において見込まれるんでしょうか。

答（福祉部） 在宅ということを進めるに当たりましては、やはり、一人の人の生活を支えるという視点で考えますと、やはり特に重篤な方等においては、介護の部分だけではなくて、医療の部分も入ることによって、一人の人の在宅が支えられる、そういう大きな効果があります。先ほど少し質問でもありましたが、在宅医療がないのではなくて、それがうまく介護と連携していなかったという部分に今回の大きな課題があるというふうに考えまして、私どもは介護の担当者と、それから医療の担当者、医師会の方たちが顔の見える関係をつくりたい。今回医師会にお話を申し上げましたのも、決してこのモデル事業をやりたいということではなくて、高浜市が今後進めていきたいということでお話をさせていただきました。北川委員のおっしゃるとおりでございます。それで私どもは、このモデル事業、一年だけに終わらせるのではなくて、これから先の医療連携のあり方をどう考えていったらいいのか、高浜市の医療をどう考えていったらいいのかということで、今回コンサルにお願いするということで400余万の予算も組まさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひいたします。

問（9） ぜひですね、そういう捉われ方をされないようにしっかりと取り組んでいただきたいと思いますけども、もう一つ、巻き込まなければならないというのは誰かというと、家族なんですよ。要は家族が全員在宅医療をお願いしますということをおっしゃっていただかなければ、絶対できないです。在宅医療は。だからそこに対してのアプローチをどうするか、そこからの情報収集だとか、そういったものをですね、どのようにとっていくのか、それもしっかりと考えていただきたいと思いますというふうに思います。それから、質問ですけども、先ほど在宅医療の往診というふうに言われましたけども、往診というよりも、検査診

断のほうが、たぶん、介護者にとっては重要なことではないかなというふうに思います。そうするとですね、刈総さんはよくわかりませんが、他の診療所さんがですね、検査診断を行えるような機器をお持ちでなければ、物理的に不可能なんですよ。在宅医療ということが。その準備をどうするかという具体的な話も当然出てくるわけですよ。だからモデル事業としてスタートしたに当たって、先ほど言われたように必要性を感じているからやるんだという話であるなら、当然この一年の間にきちんとした答えを出して、来年度の予算にこういうものを行政側で買って、医師会に貸し出すだとかね、ということも必要性が出てくると思うんですよ。そういう部分も見越してやっていただかなければいけないと思いますけど、現状ではまだその辺まで出ていないと思いますが、ぜひですね、そこのところをお願いしたいと。なぜこういう言い方をするかというと、福祉部だけではなくて他もそうですけども、モデル事業というのは、たぶん報告書みたいなものを国とか県とかに出されると思うんですけども、私の知っている限りでは、こういうふうに報告書ができあがって、出しましたというのは、我々、議員見てないですよ、今まで。これがあって、次のステップがこうですよとかっていうものがまったくつながっていないんですよ。我々、予算通してますよ、決算も通してますよ、だけど報告書自体があがってきたことないですよ。今まで。だから24時間の介護サービスの件でも、これもモデル事業でやられて、現状うまくいっているかいないかということはおいておいてもですね、そこからの次に対して、当然この在宅医療というものは、それにプラスされていくものだという認識はありますけども、そういうところが我々に伝わらなければ、ここでやる議論というのはなんなんだろうという話になっていくと思うんですよ。そこところはですね、今後のことも含めてですね、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

答（市長） 今、北川議員のほうからいろんな御指摘をいただきまして、私どもが在宅医療の連携拠点をやりたいというのはですね、そもそも先ほど福祉部長が説明したようにですね、そこに安心してお住まいになっていただくために介護だけではカバーできないところはたくさんあるんだという中で、これは医療側からすると、医療だけではできないところがたくさんあるんだろうということもあって、なんとかして今後の在宅を守るという、我々の一番主眼におい

ている部分、地域包括ケアを進めるんだということをやっていくために必要不可欠であるという中で、モデル事業というよりも、私どもがそういうものを構築したいんだということ、実は医師会にお働きかけをしたわけです。そういう中でどこがまず主導的にやるかということになったときに、モデル事業でやるまでの、それだけの、高浜市の中にそういう地盤がまだできていないだろうという中で市が音頭をとろうということで始めたわけで、これが国がお金が出るか出ないかだとか、そういうことではないんで、将来的にそこで課題を出していただいて、実はおっしゃったような機具の問題だとか、いろんなこともあります。私どもも災害の問題を扱うことになっています。復興支援枠という枠の中にはですね、衛星電話を入れるだとか、そういう機具を買うというようなこともですね、この中では可能になっているわけですよ。来年度以降どうなるかわかりませんが、復興ということも含めてですね、いざというときのこれは医療機関だけでも、たぶん議論はできないと思いますので、まさに我々と一緒に組んでやっていく必要があるということ、医療機関の方々にもお示ししながら、意見を伺いながら、在宅を守るための課題抽出から始めていきたいというふうに我々は考えているところでございます。また、こういったものの報告がきちんとなされていないというようなお話もありましたが、次の形としてこういう事業になっていくんだというようなことについてはですね、当初予算の中でまたお示しをしながらそのときに合わせて御説明はしますが、報告書としてまとめているようなものに関してもですね、概要についてどういう形になっていくかということについては、私どももきちんと御説明をするようにしていきたいというふうに思っております。

問（１１） 在宅医療の関係なんですけど、協力をお願いしたというふうに聞いてますよね、先ほどの答弁にありましたけど、そのときに医師会の側から何か要望とか、何かあったら、教えてください。

答（保健福祉） 今回、医師会にお願いした部分につきましては、採択をされた場合は、御協力をお願いしますという形でお願いをさせていただきましたので、医師会のほうから、特にこういった御返事はありませんでした。

問（３） 補正予算説明書の２９ページ、１０款１項３目の先ほど質問があった、確かな学力の育成に係る実践的調査研究委託料の部分なんですけども、ど

ういうものかというのは、おおよそ、わかるはわかるんですけども、研究、発表会をやっていくことになると思うんですけど、他市においても何年か前から取り組んでいる市もあると思うんですけど、そこではどういった形で行なわれて、どういった成果を上げてみえるのか、そこら辺がもしわかれば、教えていただけたらと思います。

答（学校経営主幹） 今回の委託の事業ですけども、本年度につきましては、愛知県は2校の指定になっております。高浜市と、もう一つは蟹江町。近隣でいいますと、平成22年度に豊田市、それから吉良町のほうが指定校になっております。これも、いずれも新学習指導要領を踏まえた事業の構築、これを中心とした研究実践を行っておりますので、例えば、吉良中学での成果で申し上げますと、吉良中の事業の構築という、授業自体の構築ですね。それと、生徒の学習意欲の向上、それから言語活動の充実、こういった成果があるというふうに聞いております。

問（3） 成果を聞いていて、よくわからなかったんですけど。どういうふうに成果を感じ取ったらいいのかとか、いま一度ちょっと、よくわからないんですけど、高浜市では発表会とかでもやっていくと思うんですけど、こう何か明確に何かわかりやすいものは、あるのかな。一般の方も多分呼んでだと思っておりますけど、何かこうわかりやすい形になるんですか。

答（学校経営主幹） そうですね。この確かな学力の育成という部分については、全般的に教育全般を指すという意味もあるので、かなりわかりにくい部分もあるかもしれませんが、高浜市において、今回は翼小学校、こちらのほうを指定校にしておりますので、翼小学校におきましては、教科を絞りまして生活科と総合的な学習の時間と、社会科、この三つの教科につきまして研究を進めていくわけですけども、特に先ほどから何回か出ている、生きる力というのを、翼小学校では自立というふうに言葉に置き換えて、自立できる子どもを、授業の中で育成するというを中心に研究を進めていこうというふうに考えております。

問（3） それを踏まえて、何かこう取り組んでいくものがあるとか、何かそういうものは、まだ何も。その自立という形で。

答（学校経営主幹） 今、研究の具体的な内容というのは、一応、翼小学校か

らはこういう形でやりたいというふうに報告がきているんですけど、そのことを申し上げますと、一つは立案のできる子どもをつくる。立案というのは、案を立ち上げる。これについて、教師の仕掛ける側の方の授業の工夫、それから子どもを見取る力ですね、教師が。それから、子ども同士がコミュニケーションを行う力だとか、そういうことを研究していきながら子ども自身がいろんなことを立案できる子ども、こういう形の子どもをつくっていきたいと。それともう一つは、他者を意識できる子ども。要するに、自分だけということよりも、心の問題なんですけども、他人がどういうことを考えてというような、それを意識しながらコミュニケーション活動に加わっていくという、そういうような子どもの育成。そういったことを繰り返し行いながら、他者と共に個を鍛える子どもという、そちらのほうに向かっていこうという形で研究を進めていきたいというふうに考えています。

問（14） 先ほどちょっと、確認もれがありました。在宅医療の関係ですけど、委託料になってますけど、構築が。この委託料はどこに委託されるのかということ。それから、いわゆる連携事業に関しては、各いろいろな医者だとか看護師だとか介護士だとかいろいろな関係者が連携して、その連携の構築すると思うんですけど。ここでいうと、在宅医療の体制の構築になっていますので、単独みたいな感じがするんですけど、これはどこに委託して、どういう手法でやっていこうとしているんですかね。

答（保健福祉） 今回、予算の中で委託料ということで上げております。この部分については、今回、在宅医療のモデル事業を実施するに当たって、全般的なサポートの部分も含め、医療系に強いコンサルタント会社に委託させていただく予算であります。勿論、そこの部分もありますし、今回は市の医療資源の実情については、医師会の先生方とお話をする中で課題が出てくると思うんですが、それが、愛知県内ではどうなのか、また、医療圏の中ではどうなのかというような中で、そういった、大きい視点にたった部分でも見ていただくということで、委託料を組まさせていただきます。

（3）陳情第2号 最低賃金の引き上げなど働く者の権利を守り、公務・公共

サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情

意（3） 陳情第2号に対しまして、反対の立場でお話させていただきます。

1の4ですね。「失業者に対する就労支援の施策を拡充するとともに、自治体内の事業所に対して、非正規・派遣切り、リストラなど実施しないよう要請してください。」という部分なんですけども、民間には民間の考え方があって、民間がやっていることなので、そこに行政がどうこうと介入していく部分というのは、いかがなものなのかなというのと。後ですね、3番目の4ですね。「職場体験などによる、生徒の自衛隊体験活動を行わないでください。」で、あるんですけども、これ個人の意思の尊重もありますし、そもそも、3. 11を踏まえて自衛隊がどういった災害活動をしてきたかというのもそうですし、今後ですね、ここら辺の地域に関しても、どこの地域もそうだと思うんですけども、防災の部分でもいろいろと人間の関係を構築していかなければいけないんで、団結とかですね、規律の必要性を学ぶというのは、いい機会だと思いますし、また、人命救助のシステムのさまざまな機会をまじかに見るとというのは、職場体験を踏まえていいものではないのかなと思うので、私は、この陳情に対しては、反対をさせていただきます。

意（2） 私もこの陳情書に、反対の立場からちょっと意見を言わせていただきます。2番目のところに、「住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスを充実してください。」というところで、1番目として、「住民サービスの向上のために必要な人員を正規職員で確保してください。また、非正規職員の正規職員化をはかってください。」という、こういったことがありますけれども、高浜の場合で言っておきますと、高浜市総合サービス株式会社、これは以前、前の市長のときにつくられた会社ですけれども、今、かなり総合サービスのほうも高浜のそういう行政サービス、住民サービスに対して協力や何かをしっかりといただいておりますので、僕は今のままで十分だと思っておりますので、この陳情には反対をさせていただきます。

意（11） この陳情に対して、賛成の立場で発言します。この陳情は、働く者の権利を守り、生活向上を図ることや、暮らしを守る公務、公共サービスの充実を求めています。そこで、調べてみたのですが、健康で文化的な人間らしい生活をするために必要な賃金はいくらかということで、全労連加盟の労働組

合が中心になって、昨年から今年にかけて、九州、愛知、広島で最低生計費調査を実施しました。その結果、いずれも1,000円を大幅に超える賃金が必要であるという結果が出ています。細かく言いますと、25歳、独身男性が1カ月の生活に必要な賃金は、九州地方で21万8,551円、時給に直しますと1,258円。愛知県で22万3,230円、時給に直しますと1,285円。広島では1,262円でした。調査は、九州地方は全労連九州ブロック協議会、愛知県は愛労連などをつくる、愛知県最低生計費試算運動推進委員会。広島は広島県、広島県連とパート、臨時嘱託労組連絡会が実施したものです。高浜市においては、臨時非常勤職員の給料は、一般職で時給880円というのが聞いてます。これでは、官製は、ワーキングプアはなくすことはできないし、高浜市総合サービスの社員の給料は、明らかにされていない今の状況から、陳情の言うワーキングプアをなくす方策を講じてくださいと求めていることは、十分理解できます。また、臨時非常勤職員等の賃金を時間額で1,000円以上、日額で7,500円以上、月額16万円以上など、具体的に求めています。また、住民サービスの向上のために必要な人員を正規職員で確保してくださいとしています。同時に憲法9条を守り、核兵器廃絶、平和に向けた施策を取り組んでくださいと求めています。かわら美術館で、毎年平和に関する展示をしているだけでは不十分と感じます。お金をかけずにできる方法もあります。また、行政として非核平和宣言を行っていない状況をみると、高浜市は、非核平和に対してどう考えるのか疑問も残ります。市民の立場に立って考えるならば、どの項目も必要なことだと考えますし、よって、この陳情の採択に賛成します。

意(4) 私は、この陳情第2号について、特に一番最後のところに書かれているかと思いますが、第4の第10項といいますか、10番目になるんですが、米軍基地の撤去を進めてくださいということなんですけども、今、非常にテレビ等で問題になっているかと思うんですけど、防衛の問題というのは本来国の考えといいますか、国の責任において処理されるべき問題でありますので、市独自の意見書、要望書の提出を求める、このような陳情には、私としては反対いたします。

委員長 他に。

意 見 な し

委員長 以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会におきましては、自由討議を実施する案件は、ありません。これより採決をいたします。

《採 決》

- (1) 議案第39号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例及び高浜市居住福祉のまちづくり条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第40号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

- (3) 陳情第2号 最低賃金の引き上げなど働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 次に、閉会中の継続調査申出事件について、お諮りいたします。一つ介護福祉事業について、一つ在宅福祉事業について、一つ教育行政について、以上3件を閉会中の継続調査申出事件として、決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前11時05分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長